

十八年	一 二六日	九 八日	一 八〇日
十九年	一 三三日	九 九日	一 九〇日
二十年	一 四〇日	一 〇四日	二 〇〇日

但シ

- 一 勤続一ヶ月未満、モノニ対シテハ一ヶ月以上ノ端数ノ月数ニツキ加算支給セズ
- 一 勤続一ヶ月半以上四ヶ月未満、モノニ対シテハ其ノ勤続年限ノ端ノ月数三ヶ月ニ付キ一日分ノ割合ヲ以テ加算支給ス
- 一 勤続四ヶ月以上ノモノニ対シテハ勤続年限ノ端数ノ月数ニヶ月ニ付一日分ヲ支給加算ス
- 一 昭和十一年十二月三十一日現在定額日給ニ基キ支給ス
- 一 支給ハ退職ノ際支拂フ

以上

常務理事

調査部 第一〇〇二部

事務部長 十二年五月十日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉 殿
 労働部 局長 官 殿

宮本鉛工業株式會社労働爭議ニ關スル件（發生—解決）

要旨

五月六日標記會社ニ賃金値上問題ニ發端爭議發生ス
 五月七日所轄港戶署ノ幹施ニ依リ内請解決

賃金値上問題ニ發端標記會社ニ労働爭議發生シ解決セシガ狀況
 記

一 爭議發生ノ場所

城東區電産所七ノ二四五

